

市議会のしおり

市政と市議会

二本松市をより快適で住みよいまちにしていくために、市役所は、まちづくりや福祉、環境、教育、道路、上下水道整備など、市民の生活と深くかかわる仕事をしています。

市政を進めるうえで、全市民が集まって話し合いを行い進めて行くことは理想ですが、現実には不可能です。そこで、法制度は市民の代表者として市議会議員や市長を選挙によって選び、これらの代表者に市政の運営を任せることになっています。

市議会議員は市議会を構成し、予算や条例などを審議して決定し、市政の方向を示したり、市政が適正に行われているかを確認する役割を持っています。また、市長は市議会で決定した予算や条例にそって、市政を進めて行く役割を持っています。このような役割分担から、市議会を意思決定機関あるいは議決機関、一方市長、教育委員会などを執行機関と呼んでいます。

市議会と市長などの執行機関は、皆さんの信任を基盤として対等の立場に立ち、お互いにけん制し、車の両輪のように均衡と調和を保ち、さらに議論し合いながら、市政の発展と市民の福祉増進のために活動しています。

市議会のしくみ

◎議員

市議会は直接市民から選ばれた議員によって構成されています。

二本松市議会議員の条例定数は26人です。

◎議長・副議長

議長と副議長は、議会において議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、市議会を代表するとともに、議事を整理し議会の事務を処理する権限を持っています。

副議長は、議長が不在の時などにその代わりを務めます。

◎会派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まって、グループをつくっています。

これを会派といい、二本松市議会の場合は3人以上の所属議員が必要です。

◎議会事務局

市議会は、議決機関としての自主性を保ち、議会の活動が十分に発揮されるようにするため、独自に事務局を設置しています。

本会議・委員会の事務や会議録・委員会記録・議会だよりの発行をはじめ、議会活動に必要な調査や議会の庶務全般にわたる事務を行っています。

市議会の運営

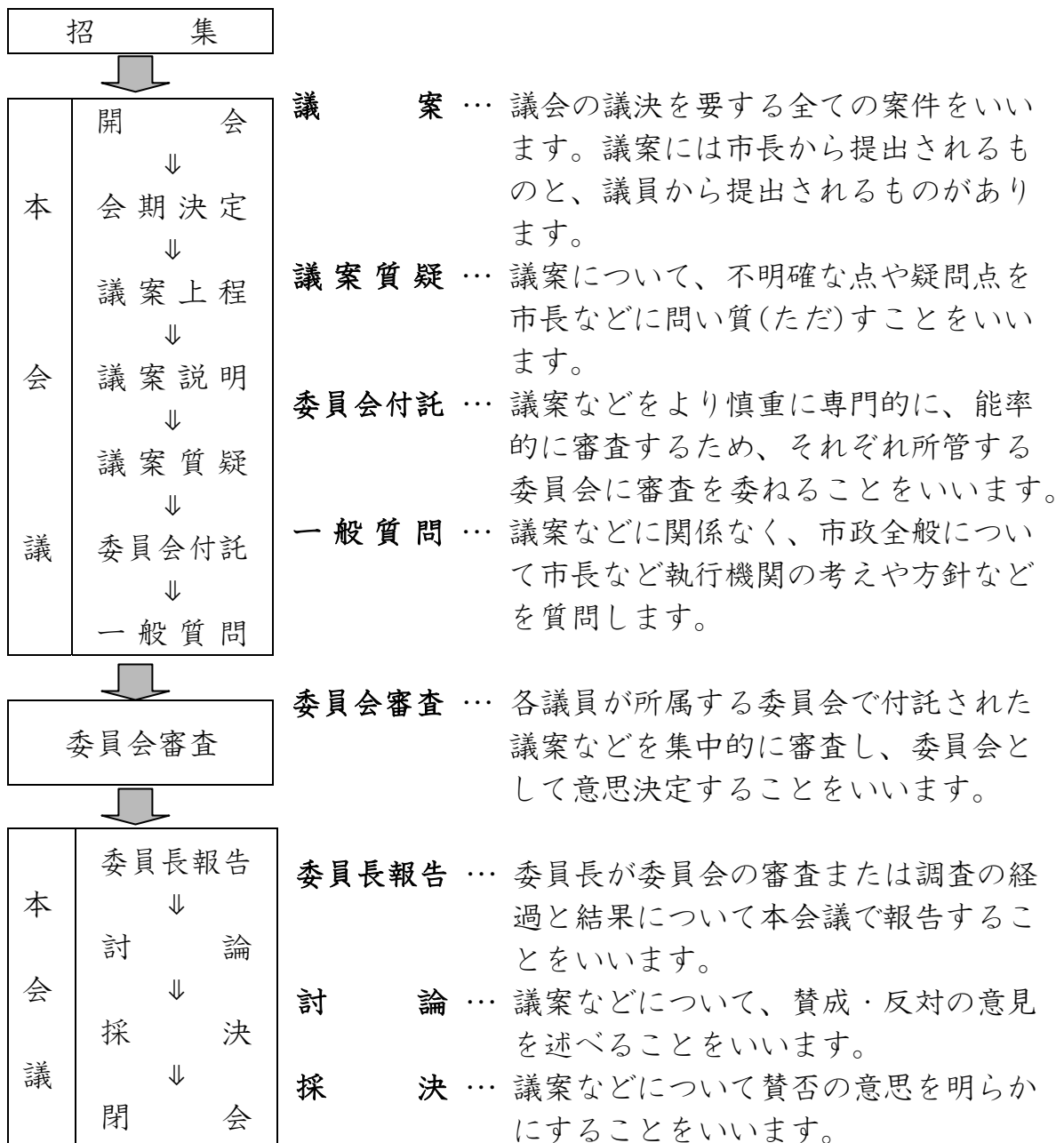
◎定例会・臨時会

議会はいつも開かれているのではなく、ある一定の期間だけ開かれます。定期的に開かれる議会を「定例会」、必要に応じて開かれる議会を「臨時会」といいます。

二本松市議会の定例会は、3・6・9・12月の年4回開かれます。

議会の招集は市長の権限ですが、議会の開会から閉会までの日程は議会が自主的に決めます。この一定の期間を「会期」といいます。

定例会の会期中の日程は、おおよそ次のように進められます。



◎会 議

議会は議決機関ですから、活動の中心は会議にあるといえます。議会では各種の会議を開きますが、そのうち特に重要なものは本会議と委員会です。

本会議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。提出された議案について市長などが説明し、これに対し議員から質疑や討論が行われた後、採決をします。また、市政全般について、市長などの執行機関に対して一般質問〔定例会のみ〕が行われます。

委員会

◎常任委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審査するため、部門別に常設の委員会を設けています。現在、二本松市議会には、総務、市民産業、建設水道、文教福祉の4常任委員会があり、本会議で付託された議案や請願を詳細に審査し、委員会の審査の結果を本会議で報告します。

委員会名称	定数	所管事項
総務常任委員会	7人	議会、総務部、会計課、監査委員、選挙管理委員会などの所管に属する事項
市民産業常任委員会	7人	市民部、産業部、農業委員会などの所管に属する事項
建設水道常任委員会	6人	建設部及び上下水道部の所管に属する事項
文教福祉常任委員会	6人	福祉部、福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項

◎議会運営委員会

円滑な議会運営を行うために議会運営委員会が設置されています。

委員会名称	定数	所管事項
議会運営委員会	8人	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項

◎特別委員会

特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。

その他の会議

◎議会だより編集委員会〔任意の委員会〕

議会だよりを編集し、発行するために議員8人で委員会を設けています。

◎その他の会議〔議員全員協議会など〕

市議会では本会議と委員会のほかにも必要に応じて、議員全員協議会などさまざまな会議を開催します。これらは市政の問題などについて検討するための重要な会議です。議案の審査は行いませんが、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べます。

請願と陳情

市政などについて意見があるときは、請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

請願は市議会議員の紹介を必要としますが、陳情の場合はその必要がありません。

市議会では、請願の審査結果を請願者へ通知します。

なお、陳情の取り扱いについては、議会運営委員会で審査し、委員会で審査することとなった場合は、請願と同様の取り扱いとなります。

◎請願・陳情の出し方

請願・陳情の提出方法は、市議会の会議規則に定められています。

- 1) 邦文であること。
- 2) 趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所及び氏名を記載し、押印をすること。
- 3) 請願の場合は、請願を紹介する市議会議員の署名又は記名押印がされていること。

※請願・陳情は常時受け付けしていますが、定例会ごとに提出期限が設けられています。(定例会の会期などを決定する議会運営委員会の開催日前日まで)

傍聴

本会議は公開が原則となっていますので、気軽に傍聴においでください。本会議の当日、市役所6階議場入口で傍聴人受付簿に氏名などを記入していただくだけで傍聴ができます。

なお、携帯電話などの電源は必ずお切りください。また、議長の許可を得た方以外は、写真などの撮影又は録音などができません。傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

市議会ウェブサイト

市議会の日程や審議結果などをウェブサイトで公開しています。

(<http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/site/gikai/>)

*市議会ウェブサイトは二本松市ウェブサイト内にあります。

◎インターネット議会中継(録画中継)

本会議の様子を録画中継していますので、ご覧ください。

◎会議録検索システム

平成17年12月臨時会からの本会議の記録を検索することができます。

※詳しくは、議会事務局へおたずねください。
〔二本松市議会事務局 電話0243-55-5143〕

請願・陳情の提出要領

1. 紹介議員のないものは、請願として受理することができません。これは地方自治法第124条に「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定されているからです。
2. 議員の紹介は、議員の署名か、記名押印によらなければなりません。
3. 請願書は、次のいずれかの1つを欠いても受理することができません。二本松市議会会議規則第139条第1項に「請願には邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」となっており、これまでの請願書を見ると、請願者の住所の記載されていないものが多いようです。
4. 請願書は、1つの件名ごとに提出するようにしてください。
 - (例1) 1つの請願書に土木関係の道路の改修についての請願や、農林関係の農道、林道事業についての請願が記されているのは困ります。その理由は、請願書は議会に提出されると議会から各委員会に付託されることになっておりますが、1つの請願書を建設水道常任委員会と市民産業常任委員会とに分けて付託することができないからです。
 - (例2) 土木事業における側溝整備と防火用水の設置等を要求する請願を1つの請願書で提出されるのも困ります。これは、請願が議会の議題となり、採決する場合に1つの請願のなかでその一部は採択できないということになると混乱を招きます。会議の原則には一議題の原則がありますので、この点からも1つの請願書には1つの案件だけを記すようお願いいたします。
5. 請願書は、議員の申し合わせにより議会運営委員会開催前までに提出していただくことになっております。
(議会運営委員会開催日の前日午後5時まで提出にご協力ください。)
6. 請願書は次の様式により1部提出し、土木事業関係等の請願の際には必ず見取図を添付してください。

(請願書記載例)

(表 紙)

〇〇〇〇に関する請願書			
紹介議員	氏	名	〔署名又は 記名押印〕

件	名		
請願の趣旨			
理	由		
平成	年	月	日
二本松市議会議長 様			
請願者	住	所	
	氏	名	⑩

7. 陳情については、議員の紹介がいきりませんが、その他については請願とほぼ同様です。